

令和四年国土交通省令第五十九号

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十第一項及び第三項第五号（これらの規定を同法第百三十二条の七十一第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の七十二、第百三十二条の七十四第二項、第百三十二条の七十五、第百三十二条の七十六第二項第三号及び第百三十二条の八十（これらの規定を同法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）、第百三十二条の八十四第二項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録講習機関（第三条―第十三条）
- 第三章 登録更新講習機関（第十四条―第十七条）

附則 第一章 総則

**第一条** 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の六十九の規定による登録講習機関の登録又は法第百三十二条の八十二の規定による登録更新講習機関の登録に関しては、この省令の定めるところによる。

**第二条** この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

**第二章 登録講習機関**

**（登録の手続）**

**第三条** 法第百三十二条の六十九の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が無人航空機講習を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする法第百三十二条の七十第一項の表の上欄に掲げる講習機関の種類
- 四 登録を受けようとする者が無人航空機講習を開始する日
- 五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 役員の名、住所及び経歴を記載した書類
- 三 法第百三十二条の七十第一項の表の中欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所並びに当該施設及び設備を用いて無人航空機講習が行われるものであることを証する書類
- 四 無人航空機講習を行う講師が、法第百三十二条の七十第一項の表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類
- 五 無人航空機講習を行う講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
- 六 登録を受けようとする者であつては、その役員が法第百三十二条の七十第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

**3** 登録講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五条又は第七条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

**（登録講習機関登録簿の記載事項）**

**第四条** 法第百三十二条の七十第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 無人航空機講習事務所を行う事務所の名称
- 二 登録講習機関における無人航空機講習の開始日
- 三 役員（役員）の選任の届出等
- 四 登録講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 五 登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。

**（無人航空機講習事務の実施基準）**

**第六条** 法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 無人航空機の操縦に関する知識及び技能その他の無人航空機を飛行させる能力を習得させるための課程を設置するものであつて、登録講習機関の種類ごとに、国土交通大臣が告示で定める講習時間以上であり、かつ、必要

- 履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。
- 次に掲げる要件に適合する者（以下「登録講習機関管理者」という。）が、無人航空機講習事務を管理すること。
- 二十五歳以上の者であること。
- 過去二年間に登録講習機関の修了証明書の発行若しくは法第百三十二条の四十七第七項（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者でないこと。
- 無人航空機講習事務を適正に管理できると認められる者であること。
- 無人航空機講習について必要な知識及び経験を有する者であること。
- 登録講習機関を運営するに十分な人数の登録講習機関管理者、講師その他の職員が常時当該登録講習機関に置かれていること。
- 登録講習機関管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録講習機関管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。
- 登録講習機関の課程において、第一号の必要履修科目を同号の基準により修得した者に対してのみ修了審査を行うこととなつていないこと。
- 登録講習機関管理者であつて登録講習機関が選任した者が、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。
- 登録講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを確認すること。
- 登録講習機関は、前号の規定による監査の結果を、当該監査が終了した日から一月以内に国土交通大臣に報告すること。
- 登録講習機関の課程において、第一号の基準により必要とされる履修科目を修得し、かつ、登録講習機関の課程を修了し、第五号の修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することとなつていないこと。

**（登録事項の変更の届出）**

**第七条** 登録講習機関は、法第百三十二条の七十の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

前項の届出書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

**（無人航空機講習事務規程の記載事項）**

**第八条** 法第百三十二条の七十四第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録講習機関の入学の申請に関する事項
  - 二 登録講習機関の種類
  - 三 登録講習機関における無人航空機講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
  - 四 登録講習機関における無人航空機講習の日程、公示方法その他登録講習機関における無人航空機講習の実施の方法に関する事項
  - 五 教科書の名称、著者及び発行者
  - 六 登録講習機関における無人航空機講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
  - 七 登録講習機関管理者の氏名及び経歴
  - 八 無人航空機講習事務に関する秘密の保持に関する事項
  - 九 無人航空機講習事務に関する公正の確保に関する事項
  - 十 不正な受講者の処分に関する事項
  - 十一 その他無人航空機講習事務に関し必要な事項
- （無人航空機講習事務の休廃止の届出）**
- 第九条** 登録講習機関は、法第百三十二条の七十五の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 休止又は廃止しようとする無人航空機講習事務の範囲
  - 二 休止又は廃止しようとする日
  - 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
  - 四 休止又は廃止の理由
- （財務諸表等の表示の方法）**
- 第十条** 法第百三十二条の七十六第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録



第三條第三項	第五條	第十七條において準用する第五條
第四條	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十第三項第五号	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十第三項第五号
第四條第一号、第八條第八号、機講習事務第九号及び第十号、第九條第一号並びに第十三條	無人航空機更新講習	無人航空機更新講習
第七條第一項	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十三	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十三
第八條	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十四第二項	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十四第二項
第八條第一号並びに第十二條第一項第二号及び第二項	入学	受講
第八條第七号	登録講習更新講習機関管理者	登録講習更新講習機関管理者
第九條及び第十條	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十五	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十五
第十條	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十六第二項第三号	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十六第二項第三号
第十一條第一項	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十六第二項第四号	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の七十六第二項第四号
第十二條	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の八十	法第百三十三條の八十二條の十三において準用する法第百三十二條の八十

附則

この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

附則（令和六年三月一三日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次条において「旧省令」という。）第三条第二項第二号の規定により提出されている書類は、この省令による改正後の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次条において「新省令」という。）第三条第二項第二号の規定により提出されたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に旧省令第五条第一項の規定によりされている届出は、新省令第五条第一項の規定によりされている届出とみなす。